

防府市産後ケア事業実施要綱

平成31年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間において、産後ケアを必要とする、出産後1年以内の女子及びその新生児並びに乳児（以下、「母親等」という）に対し、適切なサポートを行うことにより、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

(産後ケア事業)

第2条 防府市産後ケア事業（以下、単に「事業」という。）は、母親等に対して次の各号に掲げるサービスを行うものとする。

- (1) 母親等を施設に宿泊させ、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うと共に、休養の機会を提供するサービス（以下、「宿泊（ショートステイ）型」という。）。
- (2) 母親等を施設に日中一時的に滞在させ、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うとともに、休養の機会を提供するサービス（以下、「日帰り（デイサービス）型」という。）。
- (3) 育児不安やうつ状態にある者等、心のケアを要する者に対して、臨床心理士等、心理に関する知識を有する者による個別相談を行うサービス（以下、「デイサービス個別型」という。）。
- (4) 母親等の居宅を訪問して、心身のケア、授乳の支援、育児の支援その他必要な支援を行うサービス（以下、「訪問（アウトリーチ）型」という。）。

(実施主体)

第3条 事業の主体は防府市とする。ただし、市長は、事業の一部を医療機関又は助産所及び一般社団法人山口県助産師会（以下、「医療機関等」という。）に委託することができる。

2 前項の規定により、委託を受ける医療機関等は、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業に従事する助産師、保健師又は看護師を配置し、心身のケアや育

児サポート等のきめ細かい支援を実施する体制が確保できること。ただし、宿泊（ショートステイ）型については、助産師、保健師又は看護師を24時間体制で配置すること。

(2) 第5条に規定する事業内容を提供できること。

(3) 宿泊（ショートステイ）型又は日帰り（デイサービス）型の事業を実施する場合は、安全かつ快適に提供できる場所を備えていること。

(4) 医療機関との連携体制が整えられること。

(5) 本市との適切な連携体制が確保できること。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、市内に住所を有し産後ケアを必要とする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊（ショートステイ）型及び日帰り（デイサービス）型については、医療行為の必要な者、デイサービス個別型については、既に精神科等において医療管理中である者は、事業を利用できないものとする。

(事業内容)

第5条 事業内容は、次に定める事項とする。

(1) 宿泊（ショートステイ）型、日帰り（デイサービス）型

ア 母親等に対する療養上の世話

イ 授乳、沐浴等の育児指導

ウ 心理的なケア

エ その他必要な保健指導

(2) デイサービス個別型

ア 育児不安やうつ状態等に対するカウンセリング

イ その他必要な保健指導

(3) 訪問（アウトリーチ）型

ア 母親への保健指導、栄養指導

イ 母親の心理的ケア

ウ 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）

エ 育児の手技についての具体的な指導及び相談

(利用期間)

第6条 母親等が事業を利用できる日数等は、新生児又は乳児1人につき次のとおりとする。ただし、母親等の状況により事業の利用が更に必要であると市長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 宿泊（ショートステイ）型は、7日以内とする。
- (2) 日帰り（デイサービス）型は、5日以内とする。なお、1日あたりの滞在時間は、4時間以上とする。
- (3) デイサービス個別型は、2回以内とする。
- (4) 訪問（アウトリーチ）型は、1回とする。

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、防府市産後ケア事業利用申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、事後に申請することができる。

(利用の決定等)

第8条 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときには、速やかにその内容を審査し、利用の可否について決定を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は利用を承認しない。

- (1) 申請者が事業の対象となる者であると認められないとき。
- (2) 宿泊（ショートステイ）型及び日帰り（デイサービス）型については、利用希望施設で受入れができないとき。

(実績等の報告)

第9条 受託医療機関等は、事業を実施した月の翌月10日までに、該当月分の事業の実施状況について、防府市産後ケア事業実施結果報告書（別記第2号様式）を市長に提出するものとする。

2 受託医療機関等は、事業の実施に際して事故が生じた場合及び事業の実施に支障を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 10 条 受託医療機関等は、個人情報の取扱いについて、個人情報に関する法律及び防府市個人情報保護条例等の関係法令を遵守し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(記録の保存)

第 11 条 受託医療機関等は、事業に関する事項を記録し、実施年度の翌年度の初日から起算して 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。